

IV 緊急時はお近くの警察署、110番へ

命に危険がある場合は、110番、警察署または交番へ。日常のご相談は、警察署生活安全課まで。被害者の意思を踏まえて、配偶者等の検挙・指導、また、自衛・対応策などの情報提供をしています。

静岡中央警察署 生活安全課 054-250-0110

静岡南警察署 生活安全課 054-288-0110

清水警察署 生活安全課 054-366-0110

V DVに関する相談をしたい

静岡市配偶者暴力相談支援センター

問題解決に向けた情報提供や制度の案内、緊急時の安全確保の調整、保護命令制度の利用援助を行います。

受付時間 月～金曜日 8:30～17:15
(年末年始、祝休日は除きます)

お住まいの区

葵 区 054-221-1274

駿 河 区 054-201-9126

清 水 区 054-354-2335

静岡県女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)

DVに関する電話相談、面接相談をしています。
(面接相談は、要予約)

DV相談
ダイヤル

☎054-286-9217

受付時間 毎日 9:00～20:00
(年末年始、祝休日は除きます)

VI 心のケア・女性のための相談は

静岡市女性会館 アイセル21

(葵区東草深町3-18)

女性のための相談室
すべて女性のスタッフによる相談です。
カウンセリング(電話または面接、匿名可)、
法律相談(面接)。

お申込み
相談室直通

☎054-248-1234

受付時間 火～土曜日 10:00～17:00
(年末年始、祝休日は除きます)

静岡県男女共同参画センター あざれあ

(駿河区馬淵一丁目17-1)

女性のための相談室
すべて女性のスタッフによる相談です。

電話相談
お申込み・直通

☎054-272-7879

受付時間 月・火・木・金曜日 9:00～16:00
水曜日 14:00～20:00
第2土曜日 13:00～18:00
(年末年始、祝休日は除きます)

面接相談…電話で予約

弁護士相談・精神科医相談・DV相談
その他暴力に関する相談

まずは、ご利用しやすい相談窓口へ。
あなたの踏み出す一歩を応援します。

女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク



発行/2015年10月 静岡県男女参画・多文化共生課
☎ 054-221-1349

ドメスティック・バイオレンス について

DV

～夫婦・恋人の間の暴力～

- I ドメスティック・バイオレンス(DV)とは?
- II 静岡市の状況
- III 相談の流れ
- IV 緊急時はお近くの警察署、110番へ
- V DVに関する相談をしたい
- VI 心のケア・女性のための相談は

静岡市

I ドメスティック・バイオレンス(DV)とは?

DVは、配偶者や恋人といった親密な関係にある男女間の暴力です。「家庭内の問題」「プライベートなこと」として思われがちですが、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVで受ける暴力の例

身体的な暴力

- なぐられる、けられる、刃物をつきつけられる
- 髪の毛をひっぱられる、やけどをさせられる

精神的な暴力

- 何を言っても長時間無視される
- 交友関係や電話、メールを監視される
- 大声でどなられる

経済的な暴力

- 生活費を入れない
- 働くことを妨害される

性的な暴力

- 性行為を強要される
- 見たくないポルノや雑誌を見せられる

愛情？それともDV？

暴力をふるわれケガをしても、「自分が悪い」、「私がおっと注意すれば」と思っているあなたは、耐えることが愛情だと思ひ込んでいませんか。

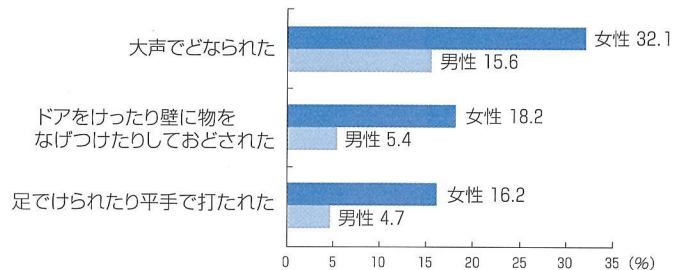
暴力を「しつけ」だと信じている人や、悪いことだとわかっているにもかかわらず暴力に訴える加害者もいるのです。

「おまえが悪い」と言われても、あなたが悪いのではないのです。パートナーとの間が、暴力に支配された関係にないか、冷静にみつめてみましょう。

II 静岡市の状況

配偶者からの暴力を受けた人の割合

<有効回答者/男性435人、女性673人>

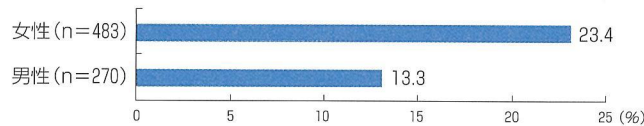


(配偶者がいる(いた)人について、被害経験を重複回答で得たもの。)

配偶者がいる人のうち、女性では3人に1人が、「大声でどなられた」という暴力を経験しています。

(2013年 静岡市調査)

交際相手から暴力を受けた人の割合



女性では約4人に1人が交際相手から暴力を受けています。

(2013年 静岡市調査)

「デートDV」を知っていますか？

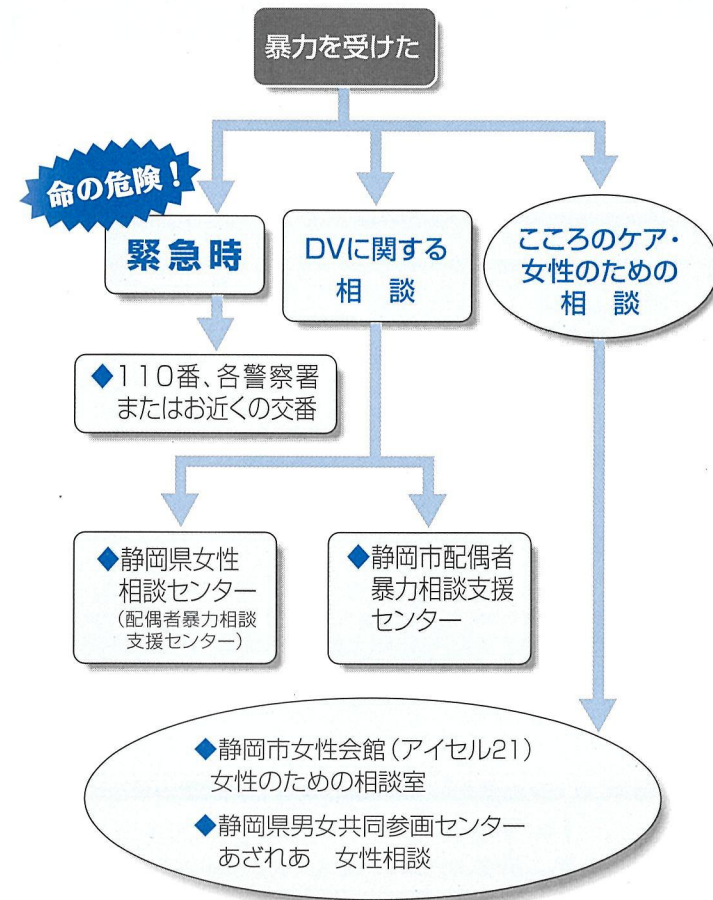
皆さんは「デートDV」という言葉を聞いたことはありますか？

DVは結婚している配偶者間だけで起こるものではありません。

高校生や大学生など10代から20代の若い世代でも「交際相手(恋人)からの暴力」が起きています。これを「デートDV」と呼んでいます。



III 相談の流れ



各相談機関の連絡先は裏面をご覧ください。

通報について

配偶者からの暴力を受けている者を発見した人は、その旨を配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報するよう努めることとなっています。

また、医師その他の医療関係者が配偶者からの暴力によるケガなどを発見したときは、配偶者暴力相談支援センター、警察官に通報できることとなっています。(ただし、被害者本人の意思は尊重されます。)